しつつ、促進法第５条第１項の規定に基づく沿岸水産資源開発区域の指定及び当該区域についての促進法第７条第１項の規定に基づく沿岸水産資源開発計画の作成の促進を図るほか、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施する。

⑴　水産環境整備の推進

生態系全体の生産力の向上を目指し、海域の自然条件その他の環境条件や増養殖対象生物の特性に応じ、産卵や幼稚仔の成育、成体の生育の場となる増養殖場の造成や魚礁の設置、藻場・干潟等の造成等をはじめとした計画的な水産環境整備を推進していくこととし、特に以下の点に留意するものとする。

ア　増殖効果の発揮に向けた栽培漁業や他の資源管理施策との連携の強化

イ　産卵や成長の各過程における良好な生育環境の確保

ウ　自然環境等の変化に対するモニタリングと、その結果に応じて事業の実施・管理方法を見直す順応的管理手法の導入

エ　水産生物の生息場ネットワークが構築されるよう、地方公共団体間での広域的な連携の推進

⑵　栽培漁業の推進

栽培漁業の全国的な展開に必要な種苗の供給を確保するための種苗生産施設や中間育成施設の整備を促進するとともに、放流効果の実証に努め、以下によって環境・生態系と調和した効率的な栽培漁業を推進する。

ア　漁獲管理及び水産基盤整備と一体的な種苗放流の推進

イ　沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第７条の２第１項の規定に基づき都道府県が定めた基本計画による地域の主体的な取組の促進

ウ　栽培漁業が沿岸資源の維持及び回復に確実に寄与するよう、親魚を獲り残して再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の一層の推進

エ　多種・少量・分散放流とならないよう対象種の重点化及び効率的な放流の推進

オ　都道府県の区域を越えて回遊する広域種について海域栽培漁業推進協議会が策定した「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」に基づく取組の推進

カ　関係都道府県の種苗生産施設間での連携・分業等による共同種苗生産体制の構築の推進

キ　遺伝的な多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針の種苗生産現場への普及

ク　環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の促進

⑶　養殖の振興

養殖の効率化を推進するため、養殖施設、養殖作業合理化施設等の整備を促進するとともに、以下によって養殖生産の安定を図る。

ア　養殖用配合飼料価格の変動に備えた経営安定対策の実施や養殖魚の成長を確保した低コスト養殖用配合飼料の開発

イ　新たな養殖技術の開発及び実用化に向けた実証事業の促進や環境影響を緩和する技術の開発

ウ　持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第４条第１項の規定に基づく漁場改善計画において設定された適正養殖可能数量の遵守による漁場環境の改善

エ　養殖対象生物の疾病に対する予防・診断・治療技術の開発、国内防疫対策及び輸入防疫対策の推進

⑷　事業主体の連携

水産動植物の増殖又は養殖に係る漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に当たって、国、都道府県、漁業協同組合等は、相互に必要な調整を図りつつ、事業の効率的かつ円滑な実施に努める。

４　その他

水産動植物の生育環境の保全を図るため、赤潮・貧酸素水塊による被害の軽減、海洋ごみ、油濁等による漁場環境の悪化の防止、栄養塩の適正な管理等に資する取組を推進する。

第２　海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項

１　新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標

1.4万トン

㈱　漁業生産の増大の目標は、原魚換算の重量である。

２　漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域

漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域は、下記のとおりとする。

漁業種類	新漁場の予定海域	主な対象魚種
１　遠洋底びき網漁業	北太平洋中部 北西大西洋 南インド洋	おおめまとうだい等 からすがれい等 めだい等
２　まき網漁業	熱帯太平洋中部 熱帯インド洋	かつお等 かつお等
３　かつお釣り漁業	北太平洋中西部 熱帯太平洋中西部	かつお・まぐろ類 かつお・まぐろ類
４　まぐろはえ縄漁業	熱帯太平洋中東部 南太平洋中東部	まぐろ類等 まぐろ類等
５　いか釣り漁業	太平洋南西部	とびいか等

３　新漁場における漁業生産の企業化に当たっての重要事項

新漁場における漁業生産の企業化に当たっては、次の事項に十分留意しつつ推進するものとする。

⑴　対象海域における水産資源の調査研究並びに科学的根拠に基づく資源の持続的利用及び生態系の保全について関係諸国及び国際機関と積極的に協力するよう配慮すること。

⑵　未利用資源の有効利用、漁業生産の合理化又は漁獲物の付加価値向上のための漁船、漁具・漁法、処理加工技術等の改良・開発を図ること。その際、国際競争力の確保に十分留意すること。

⑶　消費者ニーズに対応するため、漁獲対象魚種の選定や対象魚種の品質等にも十分配慮するとともに、消費者への普及を推進すること。

⑷　ＩＣＴ等の最先端技術の積極的導入等により、省エネ・省人化等操業の効率化を図ることで、徹底した経費削減を目指すこと。

第３　海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項

１　漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理の適切かつ有効な実施を図るための海洋水産資源の管理の対象、方法及び期間に関する基本的な指針

⑴　海洋水産資源の管理の対象

管理の対象となる海洋水産資源の種類等は、次によるものとする。

ア　対象となる海洋水産資源の種類

我が国の領海、排他的経済水域等に賦存し、我が国水産業において主要な漁獲対象となっている資源であって、適切な維持・管理を行わなかった場合、その資源状態が悪化し、又は悪化するおそれのあるもの

イ　対象となる海域

我が国の領海、排他的経済水域等、我が国の漁業者がアの海洋水産資源を採捕している海域

ウ　対象となる漁業種類

自主的な管理の対象となる海洋水産資源を、自主的な管理の対象となる海域において利用する漁業種類のうち、農林水産大臣又は都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業種類及び当該海洋水産資源に対する漁獲による影響が相対的に大きい漁業種類